861
80
1

関東を主とする酒造関係資料雑纂

武蔵国男衾郡鴨羅郡

01

十

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』 請求記号 861-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』 請求記号 861-1

ガラス使用

慶應二丙寅年

寅年米價高直ニ

度觸札書四分一

酒造減石之類

吉田市右衛門

國立國會圖書館藏

國立圖書館
昭 24. 3. 29 和
寄贈

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1
ガラス使用

慶応二丙寅年当寅被仰付候ゟ来酒造四分一
造之事

六月十日

周防守殿御渡

諸国酒造之儀近年及所作ゟ造酒之増減有之候ニ付
並去ル戌年酒造之儀を減造乃方万延元申年九月中相触
其外八分ノ酒造之儀も同様三分二を減三分一酒造
可致旨文久元酉年八月中相触置候之趣

六月

右之通御書立諸人難儀之段相聞候付而
此度改而酒造蔵石以下五諸人助ニ相成候様
其積ニ而五拾石以下之もの共大概不残勝手次第
申上候事ニ候
右之通被仰渡候ニ付、在々酒造渡世之
儀相止候ものも有之候ニ付、右之趣を以
二十日以後者其段相届候も相済候趣ニ付
写置申候ニ付御勘定所へ可被相届候 以上
八月十日
馬場俊経

九月廿日触書之内御用留ニ而当御支配所
酒造継続之者共地頭并酒造人名前申立
大概代官役人立合
御勘定所へ御届
一高何千石 何村
酒造株高何千石
造石高何百石
一高千石
一高九百五拾四石六斗
同廿日 同村
植村兵右衛門
武蔵国何郡何村
何某

申合書

此度酒造之儀先般四分一造ニ被仰付候處猶
下方窮民御救之為當時酒造高半減被
仰付候

一酒造之儀秋彼岸前ゟ十月十五日ゟ仕込
定之通造込ニ而相稼可申事

一酒造中不時ニ御改之節ハ改之者方ニ而相改申候
御見分御改之節ハ帳面株式仲間ニ而取調委
相立候帳面ニ而其文ニ而奉申上候

但

御年季天保元年例ニ而其外村役
人并諸方村役人ゟ株式方人共
御年季役相勤させ可申候間
縦ハ素人ニ而も相改可申事

一三両年以前ゟ以来酒造高七分一造
方引方之分造高之中ニ而造石之
造株式造申候

一其株不以下造高百石分其外石造之
御造高ニ而利潤之者共丈体

造以下可申候
但
天保度ゟ三分一造ニ而も其株石之不足
候ハヽ扣之般ニ米價相外言直之候義
難成候ハヽ其株高石以下造候様可
可申候 新規造方ニ而酒を可致年季高ニ
差一同申合造方候様以上可申候 右之一分
之通之候造方相掛候ものも自然之過
之処右も可申之候右之趣夫々申立
可相成ニ右之造候ニ而別段ニ御沙汰

右之趣可申候
右之通御造方人共一同へ不洩様通達致し
置候分遠造之ものも有之候ハヽ仲間国法之吟味
いたし急度申立可申候尤為後日組合一同連印を以
一同申合候調印仕候以上
慶応二寅年九月
熊谷宿
義蔵
佐兵衛
政兵衛

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1

ガラス使用

此四斗一造米百五拾石　但桶壱本ニ付米拾石

此桶数拾五本

外ニ拾五石　減石

右之通此度酒造高之内四斗造ニ而米高百五拾石相造

ニ而厳敷御取調ニ付少も相違無御座候、右桶数之外

造之義ハ勿論石高之内少しも隠造仕間敷候

為後日依て如件

慶応二丙寅年九月廿六日　[illegible]

武州幡羅郡中奈良村

酒造人
名主　吉岡常七郎　○

代伜
名主　吉岡四郎　○

差添
組頭　中七三郎　○

韮山御手附御出役

廣瀬鐘平様

中村静平様

但半株ノ鑑札ニ取扱
当国ニ而ハ千石ニ付何程も別段相渡候様例
ニ相成候ニ付候

右之以書付奉申上候
諸願筋り取 何州 何村百姓代名主両通人
奉申上候私共両通何石株高取拾造酒造
仕来り候株高之酒造四下一通ニ[illegible]対[illegible]
家作履ニ[illegible]り[illegible]壽[illegible]
[illegible]仕[illegible]候

慶應二丙寅年九月十六
何州
諸願ら村

慶應二丙寅年九月

酒造四分一造之社

仰付候ニ付熊谷宿南小路

酒造鑑札高書上帳写

以上

関東取締出役

廣瀬鐘平様

中村勘平様

一　酒造米高七百五拾石

一　酒造米高千五百石

一　酒造米高五拾石

一　酒造米高五百石

一　酒造米高四百五拾石

一　酒造米高六百五拾石

一　酒造米高弐百五拾石

松平下総守領分

武蔵国大里郡熊谷宿

酒造人　喜兵衛

同　佐右衛門

〃　政之助

〃　市太郎

〃　嘉之助

〃　三郎右衛門

〃　茂右衛門

一 酒造米高弐百五拾石

一 酒造米高百石

右役人惣代
同所 名主兼 惣右衛門
年寄 勝三郎

大久保佐渡守知行所
武蔵国幡羅郡久保嶋村
酒造人名主 保右衛門

同知行所
同国同郡同村
酒造人百姓 定四郎

一 酒造米高七百石

一 酒造米高百石

一 酒造米高千弐拾石

松平下総守領分
同国大里郡石原村
酒造人百姓 重右衛門

奥津錬之助知行所
同国幡羅郡今井村
酒造人百姓 文右衛門

植村左近将監知行所
同国幡羅郡弥藤吾村
酒造人名主 吉田二郎右衛門

一酒造米高九百廿四石七斗
同　新川所
同国同郡同村
酒造人　惣兵衛

一酒造米高四百八石七斗
信同駿河守新川町
同国同郡同村
酒造人　吉右衛門

松平中務少輔領分
同国大里郡肥塚村

一酒造米高弐拾石
酒造人百姓
孫右衛門

一酒造米高三拾石
筒井武右衛門新川村
同国同郡太麻生村
酒造人百姓
喜兵衛

一酒造米高弐拾石
平井監物新川村
同国同郡川原明戸村
酒造人百姓
庄右衛門

一酒造米高百拾石
松平大和守領分
同国埼玉郡西川(?)西村
酒造人百姓
和七

七

一 酒造米高三拾石

一 酒造米高弐拾石

一 酒造米高三百石

山案伊右衛門預り所
同国幡羅郡三ヶ尻村
酒造人 源左衛門

天野左内預り所
同国同郡同村
酒造人 重右衛門

林大学頭預り所
同国同郡柳沢村
酒造人 伝左衛門

大岩■■右衛門預り所

一 酒造米高弐百拾石

一 酒造米高弐拾五石

一 酒造米高百石

一 酒造米高弐百石

同国同郡上大谷村
酒造人 金右衛門

井上保鑛之助知行
同国大里郡川原明戸村
酒造人 庄之助

市岡日向守知行
同国同郡小橋村
酒造人 勝右衛門

朝比奈織之丞知行
同国同郡中奈良村
当住 酒造人 丈右衛門

一 酒造米高六拾石

一 酒造米高弐百拾石

一 酒造米高拾五石

[illegible]一本[illegible]新[illegible]
同国同郡[illegible]村
酒造人 文助

[illegible]新[illegible]
同国同郡同村
酒造人百姓 万右衛門

同 新[illegible]
同国同郡同村
酒造人百姓 三[illegible]郎

[illegible]新[illegible]
同国同郡同村
酒造人 [illegible]

一 酒造米高千四百五拾石

一 酒造米高五拾石

一 両造米高弐拾石

一 酒造[illegible]弐百石

同 新[illegible]
同国同郡同村
酒造人百姓 [illegible]八
[illegible]右衛門

[illegible]新[illegible]
同国同郡中[illegible]村
酒造人百姓 文[illegible]右衛門

安[illegible]新[illegible]
同国同郡[illegible]新田
酒造人百姓 市右衛門

石川[illegible]新[illegible]
同国同郡[illegible]村

一墨弐万石

一墨弐千弐百石

一墨弐千九百石

一墨弐千弐百石

一墨弐千弐百石

一墨弐千弐百石

一墨弐千弐百石

一墨弐千弐百石

一墨弐千弐百石

一 酒造米高六拾石
運上人
長右衛門

一 酒造米高三百石
荻川篠右衛門知行所
同国同郡下長田村
大宮 運上人
儀右衛門

一 酒造米高百石
曲淵安藝守知行所
同国同郡万吉村
運上人
清兵衛

横地右近知行所
同国同郡押切村
運上人百姓
金右衛門

一 酒造米高弐百石
同知行所
同国同郡同村
運上人百姓
萩之助

一 酒造米高五百八拾石
筒井武右衛門知行所
同国同郡同村
運上人百姓吉右衛門後家
忠七

一 酒造米高七石
萩原右膳知行所
同国同郡三ツ木村
運上人百姓
彦右衛門

一 酒造米高五拾石

一 酒造米高六拾石
葦大様郎ノ分
同国同郡同村
酒造人名主 金次郎

一 酒造米高三百石
岡井戊右衛門ノ分
同国同郡甲山村
酒造人名主 伴七

一 酒造米高六拾石
同 郡ノ分
同国同郡同村
酒造人名主 九右衛門

呂新福右衛門ノ分
同国男衾郡向甲山村

一 酒造米高三拾石
酒造人名主 善助

一 酒造米高百六拾石
市川又三郎ノ分
同国同郡市田村
酒造人名主 為右衛門

一 酒造米高弐拾石
石原与三郎ノ分
同国同郡同村
酒造人名主 勘助

一 酒造米高弐拾石
萱沼米右衛門ノ分
同国同郡同村
酒造人名主 岡之丞

一酒造米高四百五拾石

右者南組屋内村々酒造人不附北組札高ニ當

之通ニ北組之外酒造人壹番以上

慶応二丙寅年八月

桁井市右衛門殿
同兵左衛門殿
酒造人惣代 宰輔

北組 村役人
大小惣代 名主

酒造人数合五拾五人

内 拾四人

北組札高合 壱万五千六拾四石六斗六升

御酒造 南組屋内酒造人

国立国会図書館 タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』 請求記号 861-1
ガラス使用

慶應三卯年十月

當卯年酒造皆休出帳

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』 請求記号 861-1　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1　　ガラス使用

慶応二丙寅年十月

御奉行所様

国立国会図書館　　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』 請求記号 861-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1
ガラス使用

梅村多三郎義武蔵国埼玉郡中曽根村
之而酒造稼人吉岡平右衛門殿酒造株之内
酒造高之内弐百石分譲受候ニ付右株之外
酒造高之儀ハ千弐百拾石ニ而是迄造来候
上納仕来候処此度酒造米高ニ付
御奉行所様江
申上候　以上

慶応三卯年十月

梅村多三郎
武蔵国埼玉郡中曽根村

吉岡平右衛門
村役人惣代
名主　忠五郎
右株主
武蔵国埼玉郡
寄場役人
同名　曽右衛門
同国埼玉郡
村
名主　半右衛門

関東御取締御出役
廣瀬鐘平様
中村勘平様

覚

御改札ニ而

一 酒造米高千弐拾石

右ハ今般御下ケ置ニ相成候ニ付難有奉存候是迄家業休株

為其造酒年ニ成是休造ニ付壱割増減

為後證依而差上申候以上

慶應二寅年十月

根村彦三郎知行所

武蔵国橘樹郡下菅田村

名主 吉田弥七郎

村役人惣代

載

覚 岩瀬

松平下総守領分

武蔵国多摩郡矢野口村

村役人

同 田中清

酒井丹後守知行所

同国橘樹郡下菅田村

名主惣代

名主 半七郎

品川宿御出役

廣瀬鐘之助様

中村彦之助様

覚

一 古酒八拾四石
　但 明樽弐拾本 大樽通ニ而

一 買酒三拾六石
　但 百樽

一 明樽四拾本
　但 六尺桶弐本 桶仲半四斗桶拾五本

右之通ニ御座候、尤新酒造出来次第造高増減書付ヲ以
可申上候、以上

　　　　　　　　　　　　　　武蔵国橘樹郡中丸子村
　　　　　　　　　　　　　　枝村名主三郎右衛門

慶応三卯年十月

　　　　　　　　　　　　　　酒造稼人 名主
　　　　　　　　　　　　　　　　　　市郎右衛門
　　　　　　　　　　　　　　村役人惣代
　　　　　　　　　　　　　　　　組頭 甚五兵衛
　　　　　　　　　　　　　　右寄場
　　　　　　　　　　　　　　　　親村名主 円蔵
　　　　　　　　　　　　　　組合大惣代
　　　　　　　　　　　　　　　　小杉村
　　　　　　　　　　　　　　　　名主 安五郎

御取締役御出役
　渡辺鐘平様
　中村新平様

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』 請求記号 861-1

ガラス使用

慶應二丙寅年

酒造皆休願諸書物

[illegible]

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1

ガラス使用

御奉行所様

差上申證文之事

武州幡羅郡下奈良村酒造人吉田市右衛門煩ニ付代組頭彦之助奉申上候右市右衛門儀農間酒造仕来候為冥加酒造株高ニ付年々上納仕来候処当之米価格外ニ付去ル亥年休造仕候ニ付右冥加永御請證文差上候御割印休株仕候ニ付右休造中冥加永上納之儀者御免被仰付休株中者去ル申年ゟ昨丑年迄六ヶ年分休株不仕候得共此段休株願之通ニ候得ハ以来先例之通御割印并冥加永休株仕候段被仰上被成下御利解之趣承伏仕候依之右市右衛門并村之者迄連印ヲ以奉申上候以上

慶応三卯年

十二月四日

根村五日三郎殿ゟ

武州幡羅郡下奈良村

吉田市右衛門代

組頭　彦之助

差添人

組頭　佐右衛門

御奉行所様

御奉行所様

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1
ガラス使用

差紙

尋儀有之間早々罷出可申候若於不参者
為曲事者也

寅三月十五日

備後（印 義 非文）

武州幡羅郡下奈良村
吉田市十郎
右村
名主
郎殿

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』 請求記号 861-1
ガラス使用

差上申御請書之事

植村甚三郎御代官所
武州幡羅郡下奈良村
吉田市右衛門

右之者ハ御尋之儀有之早々可罷出旨
井上信濃守様ゟ御差紙壱通差遣候ニ付御達之
儀右本人江申聞候上其村役人差添早々出府
為御請可申上候御差紙表書ニ墨付
汚不申様大切ニ持参可仕候、仍而御請書如件

慶応二寅年
十一月十八日

右村
総代
徳右衛門
名主
吉田四郎

埼玉屋
勘助殿

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1

ガラス使用

植村三右衛門御代官所
武州幡羅郡中奈良村
吉田市右衛門煩ニ付代
組頭 彦兵衛
差添人 佐右衛門

右市右衛門儀持株酒造冥加
として年々初穂両差代上納

以之所為冥加銀指上候
所仍如件

大目付井上信濃守様御掛役所
勘定り御勝手御勘定奉行
小栗下総守様 御宿 御名長
殿

右者當節御持様渡
進し可申かしこ 弟さ
御積渡し代上納いたし
等右御冥加銀指上候
以上

慶応二寅年
十二月廿九日

右村
武州幡羅郡下奈良村
酒造人
名主

〆三斤酒為冥加永銀拾壱枚
差上之
右御掛り井上信濃守様御掛役所
御掛り御勝手　御勘定奉行
小栗下総守様　御旅宿　御出之上
候

差上申一札之事
武州幡羅郡下奈良村酒造人吉田市右衛門
義持株酒造之為冥加永々酒造株
以年々奉上納仕度為冥加永銀
拾壱枚御取立之上御蔵仕候之
依之仍而証文差上申処如件

慶応二寅年
十二月廿九日

横村名主市郎右衛門
武州幡羅郡下奈良村
吉田市右衛門

御奉行所

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1

ガラス使用

六月

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1

ガラス使用

差上申御請書之事

横村若三郎御知行所
武州横見郡下[illegible]村
蔵前事
酒造人 組頭 作兵衛

酒造米高九百六拾石之事
一 六尺桶 弐本
但 手造之分

酒造米高九百六拾石之事
一 六尺桶 弐本
但 手造之分
元酒造株高 宛
一 帳面 壱冊

右者私共所持之酒造株御改ニ付封印之儀
御触ニ成候ニ付私共酒造株之儀
居当ニ付依ニ見分以之御用之節差出可申候
右酒造所持ニ依之御請一札差上申処如件

慶應三卯年六月六日

右村
役人惣代
名主 小右衛門 印

廣瀬鐘平様
杉本麟次郎様

関東御取締御出役
杉本謙次郎様
廣瀬鐘平様
去ル二月熊谷宿名瀬三右衛門方ニ而酒造人一統
御呼出之上去戌十二月御一統御触渡ニ付御請書三
利解之趣意之左之

酒造株御調之上御封印被成候以来之造
人仲間一同米多分ニ造込候ニ付御封印
ニ而者御取締ニ相成候故又候御封印ニ而造込
無之様御取締ニ相成候得共猶又有之
候ニ付是ニ而者不取締
抱ニ而付候之様被成御調之上作り候稼
出役衆御立合造調見被成多分
造込之旅ニ有之中ニ而造込帳元帳ニ而

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1
ガラス使用

差上申御請書之事

杉村在之新町新田

武州埼玉郡下之中村

榛之酒造人

名主　吉田四郎左衛門

一　細桶

有酒　九拾石入　壱本

一　細桶

右酒九拾石入三拾太夫入　弐本

一　伊丹樽

諸切　弐本

一　帳面

判取弐冊
仕入帳壱冊

右之通酒造ニ付私共立会
御改之上御封印之上御取調被成候

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1

ガラス使用

六月十八日見分之上酒造石員并帳面之調
所持酒造之外過造無之候ニ付御勘定所
勘弁 勘定所 可被 越
ら御下知 取極候 承知仕候

門村御改

卯六月十八日

横村 分 所
武州橘樹郡 村
横 酒造人
青田 市左衛門

立会人
役人惣代
組頭
七左衛門

一酒七拾八太
〃 八拾七太
〃 百弐拾弐太
〃 五拾九太
〆酒三百七拾六太

右造高

熊谷宿 吉田屋源助
〃 市太郎
〃 鴻巣屋新右衛門
〃 近江屋彦兵衛

一酒六拾九太
〃 七太
〃 三拾三太
〃 七拾太
〃 六拾七太
〃 六拾九太
〃 四拾四太
〃 七拾弐太

柿沼村 兵左衛門
下奈良村 吉右衛門
東別府村 長兵衛
玉井村 兵左衛門
〃 茂八
〃 百右衛門
〃 三五郎
〃 安助

弐百
一 酒千六百七拾太
一 酒千九百弐拾六太

松村音三郎知行所 武州幡羅郡中奈良村
酒造人 名主 吉田市左衛門
献上酒養房一随 右面

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1
ガラス使用

覚

小笠原伊賀守様

御奉行所江差出候私 右同人様御勤役

前 井上信濃守様

御奉行所ニ於而も 御願之通り 當酉年造高

酒造株ハ以之外御座候 上ハ冥加御請ニ而

株高之義ハ 是迄之通り上納可仕旨被仰渡

承知奉畏候 然ル処 當酉年之義も 諸国豊

作ニ付 米穀下直ニ付 近々造酒 勝手造被仰出

候ニ付 別而実ニ 当時米価 下直ニ付 中々

願 右酒造米之義 去酉年之通 御勘弁

之通 右御請 株高冥加 上納 仕候

私 去ル酉年 株高之内 去酉年十二月 迄 手形

口 右 名前 右 被仰 右上納 仕候 以上

雑々 右 御 私 一同 奉 願 候

以上 右 御 手 日

御奉行所様

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1

ガラス使用

一西ノ宮ハ今以テ酒造人ニ限リ一手売通用ニ而酒造
不致候

一右鑑札並帳末ニ而熊谷宿名主用名主鈴木
宅ニおゐて組屋一同調印の上名主鑑人
并村役人奥印差出候処ニて受取候上御下ケ相成候
右村役人差出候ニ付右方出張役所相成候
ニ付

一東京府下ニ而ハ種々ニ而組合を立て村方
も引続キ同様之請印之者当御座候由
夫々店ニ至り其旨申達シ候
一関西之酒造ハ大阪又ハ堺ニ而役所相立
右酒造人一同之ヲ集め更ニ取決
風ニ而取締方御座候儀承知仕候追而取調差出

右者、下り酒引請株高之内、当
辰之酒造、右之分休造仕候ニ付、村役人
御鑑札返上仕候、追而酒造仕候節ハ相願可申候
右之趣御届申上候、以上

辰十月廿四日
午上刻

右惣代
[illegible]兵衛

川
川
川
川
川

右村役人惣代
[illegible]平

本株
一 吉田市右衛門 冬造
一 酒造米七百弐拾弐石

本株
一 吉田市右衛門 冬造
一 酒造米三百石

外 酒造株弐枚

合酒造米千弐拾弐石

右人

植村三郎知行
武蔵国幡羅郡下奈良村
名主
吉田市右衛門

植村三郎知行
武蔵国幡羅郡下奈良村
名主
吉田市右衛門

本株

一 佐七遣シ候酒造米高五百五拾四石余

楢村善三郎より 武蔵国幡羅郡小島村

譲受 佐七

右之通当亥譲受申候以上

慶応三卯年

十月廿七日

右借人 名主 吉田孫四郎

右譲人 証人 佐七

右證人 組頭 山本嘉

右之通 月番名主吉田孫四郎方ニ預ケ

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』 請求記号 861-1
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』 請求記号 861-1
ガラス使用

慶應四辰年八月廿日達

今般
朝政御一新万民ニ至候迄御救被為在候ニ付
御布告之通ニ而不相変又菊駿府ニおゐて関
東ニ而是迄年来年々米穀土物ニ至迄

御制ヲ旨紀ニ致シ衣食之肝要ニ候処是迄酒造
人共従来之私利ニ走リ豊凶ヲ不顧ニ
造立之趣ニ而者国害ヲ醸シ候義ニ付酒造株
造方之儀件ニ而極ニ至候者ハ窮迫之事ニ付
一酒造人共義も人命ニ拘リ候米穀ヲ費シ候家業
故年々多分ニ造出シ増蔵シ以之上米穀沢
而救助成候是ら造株不残継古人定割表

之厚難有趣ニ付而も不心得共一己之利欲ニ迷ひ中ニも
華実之差方明白ならさる処迄も遠慮し族も有之候ニ付
事ニ付
此仁恤ニ拘り而種々之以後造酒米買込
去夏頃より之路ニ迷ひ中ニ之を見渡し上路難相成
旧来之家業ニ而難相成勝手之儀ニ付而も
都而心得厚く可相守候

一 酒造古株并鑑札附之酒造株ニ而ハ出造并造石別段難
相成候儀ハ勿論無株新規酒造致し者も別段難
相通酒造株外ハ人家之儀一切不可致事
一 右八ヶ国村々酒造人渡世ハ農業之余業ニ付専ら造酒之儀
自作ニ農業ハ勿論之儀ニ付農業并酒造之内
造人共定例ニも拘り造石ニ及び其上之儀ニ付
之仁恤ニ而御救筋ニ付造酒稼停止可申付不

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』 請求記号 861-1　ガラス使用

農民稼之辛苦ニ而其身寒之凌且屎料
補足ニも相成、却而余併等も有之ニ付其中ゟ賞格別
ニ御仁恤恵被為、尤酒造稼之上鑑札ヲ与ひ
免許申付候ハ、銘々ニ而不正酒造可申立候
一 右ハ小國村々困窮之者共遁世之所取
候ニ付業ゟ十分ニ而有之候
一 右酒之儀醸造之義ハ全道土穀ヲ潰シ

ニ本業有之者酒造稼之上鑑札ヲ与ひ免
許申付ニ而者偽ヶ而造酒仕候ハ通諸年
正路ニ可申立候
右趣閉八ヶ村之為ニ酒造業稼之者新
規願之者之内嘉村役人并ニ組合者差出
之者ニ壱人別而諸相当之村々名主
與示以之者人共々一組合之内大惣代

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1

ガラス使用

一造桶 内法 口径何尺 底径何尺 深何尺何寸 但 壱本ニ付 何程

此分数 ―― 何本

一造麻 栗石何貫 押石何貫 何本

右之通相違無御座候以上

新規酒造願書

證 左衛門 [illegible] 印

―― 村 證

村高何程

田畑反別高何程

右之通相違無御座候以上

濁酒造札

何國何郡何村
從支配所 郡
從

田畑所持高何程

一 濁酒造高 何程

一 造桶 何本
内 何本 外 何本

右造石 一

右通相違無御座候以上

但 年号 月
何程

醤油造證文

何國何郡何村
從支配所 郡
從

田畑所持高

何々
何程 [illegible]

一 醤油造高 何程

一 造桶 何本
内 何本 外 何本

右石高何程 但年号月 何程 何本

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』 請求記号 861-1
ガラス使用

一送状　罷乃行方村行事　御印

右之通差遣候以上

右之通之者共茶　御下之去日御渡之義遠
民改御役所御達之上御居村為方為以下勤切村々も
一同刻付を以先達而御達御用村名下居済早々順
達留ヶ村々先達之者也

松村忠四郎
山田一太夫　役所

八月廿五日　午上刻

武蔵国豊島郡
下板橋宿　外拾村組合寄場

朱書
酒造人共ニ而鑑札高造米并桶数等
記調書ニ而差出候様相触置候処
刻限以出来候ニ付中集メ候ニ而差出候様以可候
及遅ニ相成候ニ付造酒之儀当時中調成候旨
其村々酒造人并醤油造人其他増株
新規株等取調之儀ニ付可申人数遅々
候ハヽ差出之置候由村役人共ニ厳重申付置候
之ニ付早々持参日限之通ニ而急度来ル可申候
右之趣無遅滞村々順達致し尤此触書村々
被相返候其外来ル順達之上留村より
其村々名主へ相渡置可申候以上
辰八月廿二日
午上刻
大惣代
粟生半十郎
村々名主へ

右通ニ付仕入株之儀共差支

株者以後之鑑札相渡し上冥加一ヶ年ニ

来ル八月より銀廿四匁ツヽ一組毎株役人中江係

可申達候右古株之儀株鑑札ニ依而

言渡宗酒造株行桶数并石高相改

可取調来月迄ニ相達可申事

惣連当月中ニ可相達事　以上

辰八月六日　午上刻

年寄

両会所株　午中刻

両会所株　行事名

一 遣桶 拾壱本

内法 口径 六尺八寸

底径 六尺六寸 深 五尺六寸

但壱本ニ付 竹輪 四百位迄

一 囲桶 七本 大桶拾壱本

入口 四斗入桶 八本

内 口径 四尺六寸 底径 四尺弐寸 深 五尺五寸

入口 桶 但 拾壱本

一 造蔵 梁間 拾五間 桁行 廿間

一 酒蔵 同 五間三尺五寸 桁行 廿間

〆 弐ケ所

右之通 取調候処 [illegible] 相違無御座候 [illegible]

[illegible] 取調 [illegible] 以上

慶応 月 日

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1

ガラス使用

一日

一日

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』 請求記号 861-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』 請求記号 861-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』 請求記号 861-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』 請求記号 861-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』 請求記号 861-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』 請求記号 861-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』 請求記号 861-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』 請求記号 861-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』 請求記号 861-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』 請求記号 861-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』 請求記号 861-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』 請求記号 861-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』 請求記号 861-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』 請求記号 861-1

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』 請求記号 861-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』 請求記号 861-1

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1

ガラス使用

861
80
1

19886

国立国会図書館　　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』 請求記号 861-1

ガラス使用